

平成 19 年不動産鑑定士試験（短答式試験・論文式試験及び経過措置による第 3 次試験）の施行

不動産の鑑定評価に関する法律施行規則(昭和 39 年建設省令第 9 号)第 3 条の規定により、平成 19 年不動産鑑定士試験（短答式試験・論文式試験及び経過措置による第 3 次試験）の施行に関し必要な事項を決定したので、次のとおり公告する。

平成 19 年 1 月 10 日

国土交通省土地鑑定委員会委員長 鎌田 薫

1 試験期日等

	短答式試験	論文式試験	第 3 次試験
試験地	北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県（注 1）	東京都、大阪府及び福岡県（注 1）	東京都及び大阪府（注 1）
試験期日及び時間割等	平成 19 年 5 月 20 日(日) ① 不動産に関する行政法規 10:00～12:00 ② 不動産の鑑定評価に関する理論 13:30～15:30	(1)平成 19 年 8 月 4 日(土) ① 民法 10:00～12:00 ② 経済学 13:30～15:30 (2)平成 19 年 8 月 5 日(日) ① 会計学 10:00～12:00 ② 不動産の鑑定評価に関する理論（論文問題） 13:30～15:30 (3)平成 19 年 8 月 6 日(月) ① 不動産の鑑定評価に関する理論（論文問題） 10:00～12:00 ② 不動産の鑑定評価に関する理論（演習問題） 13:30～15:30	平成 19 年 12 月 2 日(日) 不動産の鑑定評価に関する実務 ① 10:00～12:00（論文問題） ② 13:30～16:30（演習問題）
試験は、筆記の方法で行う。（各試験とも共通）			
配受 付 験 期 願 間 書 等 等	平成 19 年 2 月 19 日（月）から 平成 19 年 3 月 16 日（金）まで 各都道府県主管課及び国土交通省（本省のみ）で配付する。 なお、各試験の「試験案内」も併せて配付する。（注 2）		平成 19 年 10 月 5 日（金）から 平成 19 年 11 月 2 日（金）まで （各試験とも共通）
受 受 付 験 期 願 間 書 等	平成 19 年 3 月 5 日（月）から 平成 19 年 3 月 16 日（金）まで ・書面による申請の場合は、受験者の住所地を管轄する各都道府県主管課において受け付ける。（注 3） ・電子申請による場合は、国土交通省オンライン申請システムにより受け付ける。（注 4）		平成 19 年 10 月 22 日（月）から 平成 19 年 11 月 2 日（金）まで 受験者の住所地を管轄する各都道府県主管課において受け付ける。（注 3）
合 格 発 表	平成 19 年 6 月 22 日（金）（予定） 国土交通省及び各都道府県に掲示して行い、合格者には文書で通知する。（各試験とも共通）	平成 19 年 10 月 12 日（金）（予定）	平成 20 年 1 月 25 日（金）（予定）
〔 公 官 告 報 〕	平成 19 年 6 月 29 日（金）（予定）	平成 19 年 10 月 19 日（金）（予定）	平成 20 年 2 月 1 日（金）（予定）

- (注 1) 受験地は、受験者が希望する試験地を選択できる。申込み後の受験地の変更は原則として認めないが、当委員会が認めた場合に限り、申込み後においても受験地の変更を認める。
- (注 2) 郵送による請求は、各試験の受験願書等配付期間開始日以降に受け付ける。この場合、封筒の表に赤字で「不動産鑑定士試験受験願書等請求」と書き、140 円分の郵便切手を貼った、あて先及び郵便番号明記の角形 2 号の返信用封筒（縦 33.2 cm、横 24.0 cm 程度）を必ず同封すること。
- (注 3) 都道府県庁に持参する場合は、受付庁の正規の執務時間内に提出されたものに限る。郵送による場合は、受験願書受付期間内の日付の消印のあるものに限る。
- (注 4) 電子申請による場合は、国土交通省オンライン申請システムによる指定の様式となり、同システムの利用は、事前に手続きが必要となる。

2 その他

受験資格、受験手続等に関する詳細は、「不動産鑑定士試験試験案内」（短答式試験・論文式試験と第 3 次試験の別に作成し、各試験ごとの受験願書等配付期間に配付する）を参照すること。